

国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国際センター副センター長及び国際センター</u>から選出された教員 1人</p> <p>(7) 学務部長 <u>及び研究推進部長</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>2 前項第3号から第6号(<u>国際センター副センター長</u>を除く。)まで及び第8号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>グローバル教育院副院長及びグローバル教育院</u>から選出された教員 1人</p> <p>(7) 学務部長</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 前項第3号から第6号(<u>グローバル教育院副院長</u>を除く。)まで及び第8号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	

附 則(平成30年4月1日細則第5号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。